

平成二十一年八月五日

青森県教育委員会第七百二十七回定例会

期日 平成二十一年八月五日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

1

三 その他  
職員の懲戒処分の状況について

2

四 閉会

議案第一号

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事を次のとおり行う。

外 崎 純 一

青森県文化財保護審議会臨時委員を任命する  
任期は平成二十一年八月五日から

青森市田中忠三郎氏所有の麻を用いた衣類等に関する調査審議が終了したときまでとする

平成二十一年八月五日

青森県教育委員会

〔その他〕

## 職員の懲戒処分の状況 平成21年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 被処分者 特別支援学校 実習助手（56歳、女性）  
事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）  
・平成21年1月22日（木）午後5時25分頃  
・八戸市内の国道  
・自家用車を運転中、右折しようとして交差点に進入した際、横断歩道を渡っている歩行者に気づかず、接触したものの。  
・事故の相手方（女性1名 約1週間の加療）  
処分内容 戒告  
処分年月日 平成21年7月13日  
その他 平成20年5月10日に、人身事故を起こしていることから、量定を加重。
- 事案2 被処分者 特別支援学校 教諭（25歳、男性）  
事件の概要等 速度超過（40km/h以上50km/h未満・高速）  
・平成21年3月31日（火）午後3時54分頃  
・八戸市内の高速道路  
・最高速度80km/hのところ、124km/hで走行  
処分内容 戒告  
処分年月日 平成21年7月13日
- 事案3（処分後、速やかに公表した事案）  
被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（39歳、男性）  
事件の概要等 痴漢行為  
・平成21年6月22日及び6月23日に、岩手県内の東北本線の列車内で、手の甲を女子高校生の臀部に触れ、また、駅構内のエスカレーターにおいて、女子高校生のスカートの中を盗撮するという痴漢行為をしたもの。  
処分内容 免職  
処分年月日 平成21年7月17日